

令和 7 年度地下水質測定結果について

水質汚濁防止法第 16 条の規定により策定した「令和 7 年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果について報告します。

調査の概要

1 調査対象項目

調査の対象項目は、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）が定められている項目等 30 項目です（図表 1）。

図表 1 調査対象項目

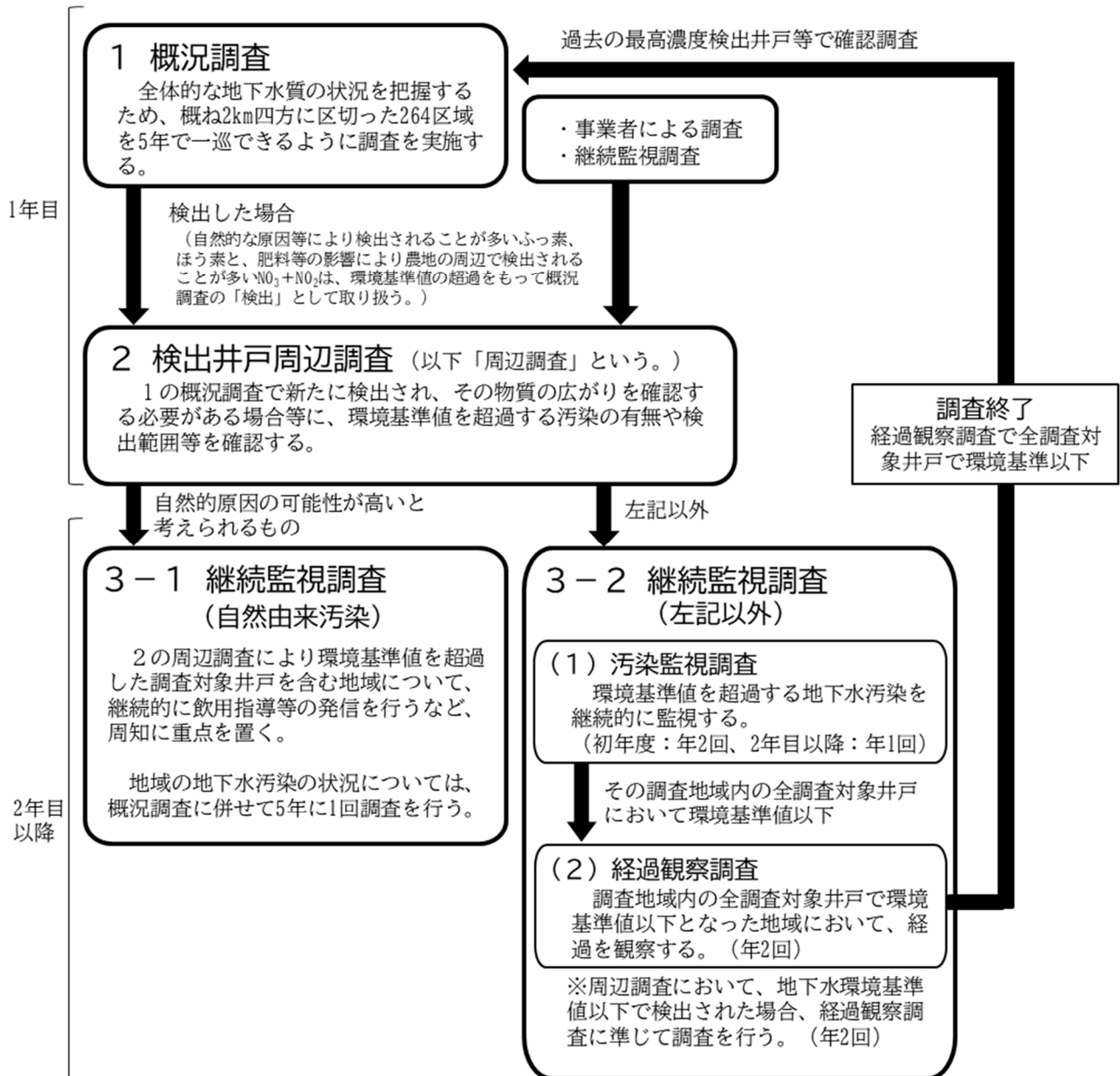
	項目	環境基準値[mg/L]	報告下限値[mg/L]	測定方法
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003 以下	0.0003	平成 9 年 3 月 13 日環 境庁告示第 10 号別表 に掲げる方法
	全シアン	検出されないこと。	0.1	
	鉛	0.01 以下	0.005	
	六価クロム	0.02 以下	0.01	
	砒素	0.01 以下	0.005	
	総水銀	0.0005 以下	0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	
	PCB	検出されないこと。	0.0005	
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	
	クロロエチレン（ ）	0.002 以下	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	
	チウラム	0.006 以下	0.0006	
	シマジン	0.003 以下	0.0003	
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	
	ベンゼン	0.01 以下	0.001	
	セレン	0.01 以下	0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.01	
	ふっ素	0.8 以下	0.08	
	ほう素	1 以下	0.1	
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	
そ の 他	pH	-	-	JIS K 0102 12.1
	電気伝導率	-	-	JIS K 0102 13

塩化ビニルモノマーから名称変更

2 調査方法の概要

調査方法の概要は図表 2 のとおりです。

図表 2 調査方法の概要



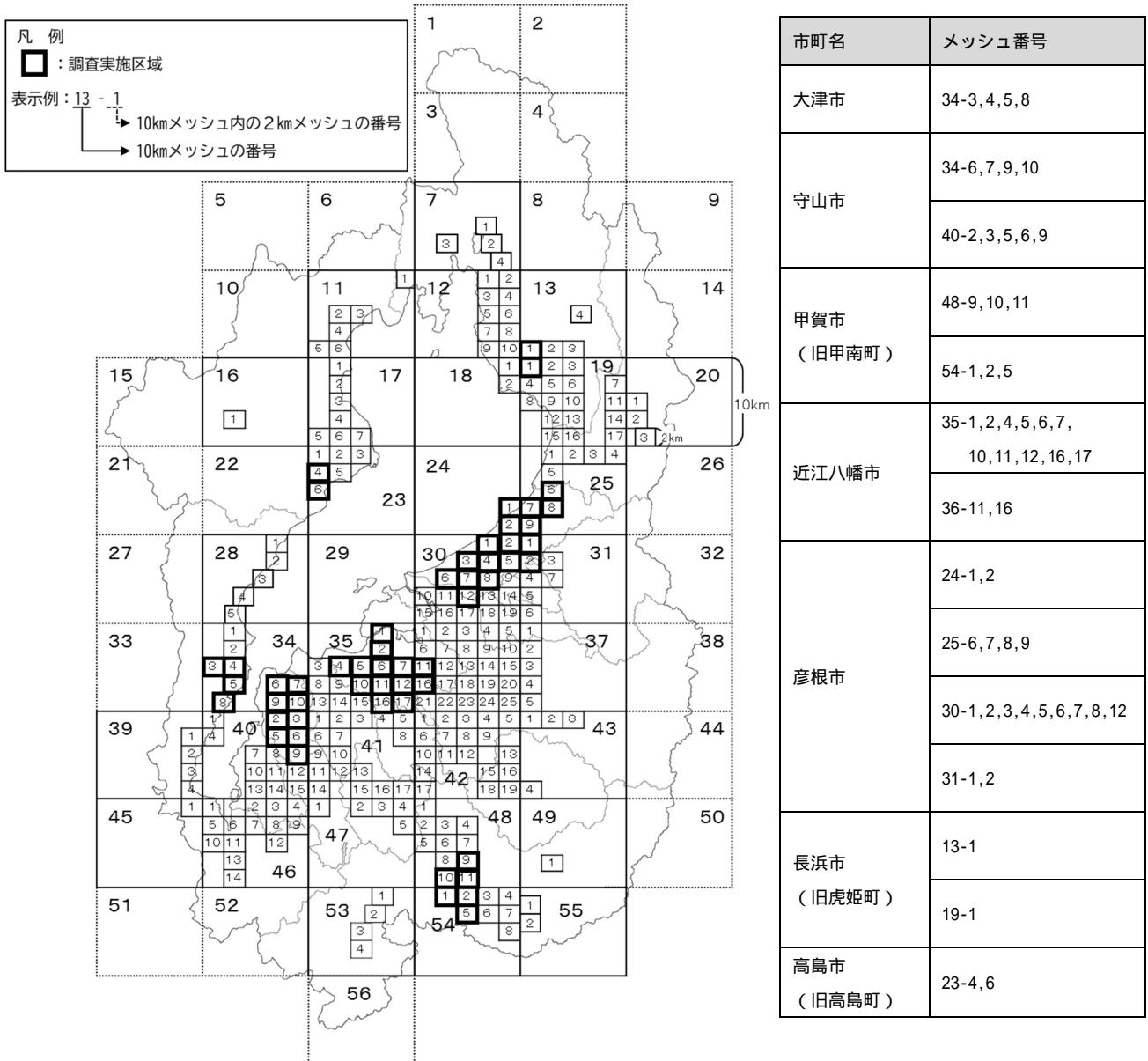
用語
 区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね 2 km 四方に区切った範囲を示す
 地点：調査対象とした井戸のことを示す
 地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示す

調査の結果

1 概況調査等の結果

図表3に示す令和7年度の調査対象区域53区域(65地点)において、環境基準が定められている項目等について概況調査および確認調査を実施しました。

図表3 概況調査等の実施区域



注1) の区域：令和7年度の調査対象区域(53区域)。これら53区域の各1地点において、図表1に掲げる項目のうち農薬4項目(1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ)を除く項目(ただし、調査実施市内で農薬が検出される可能性が最も高いと推定される区域においては、農薬4項目を含む。)を調査。

注2) 令和7年度の調査対象区域(53区域)のうち、過去に当該区域内で環境基準値を超過して検出され、その後環境基準値以下となった地域(11地域)の各1地点(最高濃度地点。ただし、上田町・千僧供町・長福寺町地区は2地点。)において、過去に当該区域内で環境基準値を超過して検出された項目を調査。

(1) 概況調査

概況調査の結果、53 区域(53 地点)のうち 9 区域(9 地点)でそれぞれカドミウム、砒素、テトラクロロエチレンまたは硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出()されました。

このうち、区域番号 40-3 (守山市小島町地区 : カドミウム) および 35-17 (近江八幡市東川町地区 : 砒素) の区域について、検出範囲等を確認するため、検出井戸周辺調査を実施しました。

そのほか区域番号 34-6, 7, 9, 10 (砒素) 40-3 (テトラクロロエチレン) 35-16 (砒素) 24-1 (砒素) および 25-7 (砒素) の調査地点については、既知の汚染地域内であり、周辺の汚染の状況が明らかな地域であるため、検出井戸周辺調査を実施しませんでした。

() 自然的原因等により地下水から検出されることのある、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 項目は、以下の場合を「検出」として整理しています。

- ・地下水環境基準値を超えて検出された場合
- ・ふっ素、ほう素は地下水環境基準値以下であっても、人為的な発生源がある場合

(2) 確認調査

確認調査の結果、11 地域 12 地点の全てで環境基準値の超過は認められませんでした。

2 検出井戸周辺調査の結果

(1) 概況調査を契機とした調査 (図表 4)

守山市におけるカドミウムに係る調査

1 の概況調査でカドミウムが環境基準値以下で検出された地点 (区域番号 40-3 (守山市小島町地区)) の周辺で、当該項目に係る検出井戸周辺調査 (2 地点) を実施したところ、全ての地点で不検出でした。

このため、次年度は概況調査において環境基準値以下で検出された 1 地点で、継続監視調査 (経過観察調査) に準じた調査を実施します。

近江八幡市における砒素に係る調査

1 の概況調査で砒素が環境基準値を超過して検出された地点 (区域番号 35-17 (近江八幡市東川町地区)) の周辺で、当該項目に係る検出井戸周辺調査 (2 地点) を実施したところ、全ての地点で環境基準値以下でした。

検出井戸の周辺で砒素を使用している事業場の情報はなく、人為的な汚染源はないことから自然的要因による検出であると考えられます。

このため、次年度以降は概況調査において環境基準値を超過して検出された 1 地点で、継続監視調査 (自然由来汚染) を実施します。(次回、令和 12 年度)

(2) 工場・事業場が実施した地下水質調査を契機とした調査 (図表 5)

今年度は該当がありませんでした。

図表4 概況調査の結果およびそれを契機とした検出井戸周辺調査の結果

区域 番号	検出地域	検出項目	環境 基準値 [mg/L]	概況調査				検出井戸周辺調査					所管	
				検出 数	超 過 数	検出値 [mg/L]	対応状況	地 点 数	検出 数	超過数と 超過地点	最高値 [mg/L]	次年度予定		備考
34-6	守山市 今浜町地区	砒素	0.01	1	1	0.025	継続監視地域内（野 洲市～草津市湖岸地 域）のため周辺調査 は実施せず。	-	-	-	-	-	5年周期で継続監 視調査（自然由来 汚染）を実施。	南部
34-7	守山市 服部町地区	砒素	0.01	1	1	0.019		-	-	-	-	-		
34-9	守山市 木浜町地区	砒素	0.01	1	1	0.026		-	-	-	-	-		
34-10	守山市 洲本町地区	砒素	0.01	1	1	0.011		-	-	-	-	-		
40-3	守山市 小島町地区	テトラクロロエ チレン	0.01	1	0	0.004	過去の汚染地域内 （守山市播磨田地 区）での環境基準値 以下の検出であるた め、周辺調査は実施 せず。	-	-	-	-	-	5年周期で確認調 査を実施。	
		カドミウム	0.003	1	0	0.0004	周辺調査を実施。	2	0	0	不検出	継続監視調査 （経過観察調 査）に準じた調 査	-	
35-16	近江八幡市 竹町地先	砒素	0.01	1	0	0.006	過年度に周辺の汚染 の状況の把握を実施 しているため、周辺 調査は実施せず。	-	-	-	-	-	-	東近江
35-17	近江八幡市 東川町地区	砒素	0.01	1	1	0.017	周辺調査を実施。	2	1	0	0.008	-	5年周期で継続監 視調査（自然由来 汚染）を実施。	

注) **ゴシック体太字**：環境基準値を超過した項目とその値。

区域 番号	検出地域	検出項目	環境 基準値 [mg/L]	概況調査				検出井戸周辺調査						所管
				検出 数	超 過 数	検出値 [mg/L]	対応状況	地点 数	検出 数	超過数と 超過地点	最高値 [mg/L]	次年度予定	備考	
24-1	彦根市 城町地先	砒素	0.01	1	1	0.028	継続監視地域内（彦根市湖岸地域）のため周辺調査は実施せず。	-	-	-	-	-	5年周期で継続監視調査（自然由来汚染）を実施。	湖東
25-7	彦根市 松原町地先	砒素	0.01	1	0	0.009		-	-	-	-	-		

注) **ゴシック体太字**：環境基準値を超過した項目とその値。

図表5 工場・事業場が実施した地下水質調査の結果およびそれを契機とした検出井戸周辺調査の結果

区域 番号	検出地域	検出項目	環境 基準値 [mg/L]	工場・事業場が実施した地下水質調査				検出井戸周辺調査						所管
				検出 数	超 過 数	最高値 [mg/L]	対応状況	地点 数	検出 数	超過数と 超過地点	最高値 [mg/L]	次年度予定	備考	
今年度は該当なし。														

3 継続監視調査の結果

環境基準値の超過等が確認され、継続的に監視が必要な45地域(152地点)のうち、13地域(98地点)を汚染監視調査¹として、2地域(3地点)を経過観察調査²として、3地域(3地点)を継続監視調査(自然由来汚染)³として継続監視調査を実施しました(図表6)。

(1) 汚染監視調査(図表7)

汚染監視調査を実施した地域のうち3地域の調査地点で調査対象項目が環境基準値以下となりました。そのうち、2地域(草津市岡本町地区:有機塩素系A、甲賀市甲賀町滝地区:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)で次年度は経過観察調査を実施します。

その他の地域については、次年度も汚染監視調査を実施します。

(2) 経過観察調査(図表8)

経過観察調査を実施した2地域では、どちらも調査対象項目が環境基準値を超過して検出された地点があったことから、次年度は汚染監視調査を実施します。

(3) 継続監視調査(自然由来汚染)(図表9)

継続監視調査を実施した3地域では、全ての地点で調査対象項目が環境基準値を超過しましたが、過去の検出状況と比較し大幅な変動はないことから、次回の概況調査に合わせて調査を実施します。

なお、調査を計画していた1地域(近江八幡市岡山・桐原・北里学区:砒素)については、全ての調査対象井戸での採水が不可であったことから、次年度に改めて調査を実施します。

図表6 継続監視調査結果の概要

		地域数	地点数	検出数	超過数
汚染監視調査	人為的な汚染原因が考えられるもの ⁴	13	98	49	22
経過観察調査	人為的な汚染原因が考えられるもの	2	3	2	2
継続監視調査 (自然由来汚染)	自然的原因の可能性が高いと考えられるもの ⁵	3	3	3	3
合計		20	104	53	26

注1) 検出数: いずれかの項目の検出があった調査地点数。

注2) 超過数: いずれかの項目の環境基準値超過があった調査地点数。

1 汚染監視調査 : 環境基準値を超過する地下水汚染を監視するために実施する調査

2 経過観察調査 : 前年度に調査地域内の全ての地点で環境基準値以下となった地域で経過観察のために実施する調査

3 継続監視調査(自然由来汚染):

環境基準値を超過する地下水汚染のうち、自然的原因の可能が高いと考えられる地下水汚染を監視するために実施する調査

4 人為的な汚染原因が考えられるもの:

揮発性有機化合物など、人工的に生成された化学物質のほか、六価クロムなどの物質が、地下水汚染の生じている地域の周辺の工場等で原材料として使用されている場合は、人為的な原因によるものと考えられます。

5 自然的原因の可能性が高いと考えられるもの:

- ・ 鉛、砒素、ほう素、ふっ素など、自然界(土壤中)に一定量存在する物質については、自然的原因の可能性がります。
- ・ 「自然的原因の可能性が高い」と判断するため、周辺にこうした物質を原材料として使用している工場や不法投棄等が無いことなどを確認しています。

図表7 汚染監視調査の結果（人為的な汚染原因が考えられるもの）

No	調査地域名	調査対象項目	地点数	検出数	超過数	最高値 [mg/L]	過去の最高値 [mg/L]		環境基準値 [mg/L]	次年度予定	備考	所管
							R6年度	R5年度				
1	大津市 大江地区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2	2	2	18	28	25	10	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	大津市
2	草津市 矢倉地区	六価クロム	8	3	2	0.22	0.25	0.30	0.02	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	南部
3	草津市 矢倉地区	クロロフェン	12	2	1	0.26	0.049	0.055	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	南部
		1,1-ジクロロフェン	12	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	12	2	0	0.019	0.018	0.043	0.04			
		トリクロロフェン	12	5	1	0.026	0.020	0.026	0.01			
		テトラクロロフェン	12	0	-	不検出	不検出	不検出	0.01			
4	草津市 岡本町地区	クロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (経過観察調査)	全地点において環境基準値以下であるため。	南部
		1,1-ジクロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.04			
		トリクロロフェン	6	1	0	0.009	0.015	0.026	0.01			
		テトラクロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.01			
5	草津市 野路地区	クロロフェン	11	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	南部
		1,1-ジクロロフェン	11	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	11	1	0	0.010	0.014	0.021	0.04			
		トリクロロフェン	11	2	0	0.007	0.009	0.014	0.01			
		テトラクロロフェン	11	4	1	0.15	0.27	0.47	0.01			
6	守山市南東部・ 野洲市西部地域	ジクロロメタン	7	0	-	不検出	不検出	不検出	0.02	継続監視調査 (汚染監視調査)	すべての地点で環境基準値以下となったが、当該地域内で守山市が独自に実施している調査において環境基準値の超過が確認されているため、継続監視調査（汚染監視調査）を実施する。	南部
		四塩化炭素	7	1	0	0.0009	0.0033	0.0049	0.002			

No	調査地域名	調査対象項目	地点数	検出数	超過数	最高値 [mg/L]	過去の最高値 [mg/L]		環境基準値 [mg/L]	次年度予定	備考	所管
							R6 年度	R5 年度				
7	湖南省 石部地区	クロロフェン	10	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	甲賀
		1,1-ジクロロフェン	10	5	0	0.010	0.010	0.012	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	10	4	0	0.014	0.011	0.010	0.04			
		トリクロロフェン	10	6	4	0.067	0.043	0.037	0.01			
		テトラクロロフェン	10	0	-	不検出	不検出	不検出	0.01			
8	甲賀市水口町 城内・東林口・ 西林口・北脇地区	クロロフェン	12	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	・計画では13地点であったが、 1地点で調査対象井戸が廃止された。 ・次年度は1地点減とする。	甲賀
		1,1-ジクロロフェン	12	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	12	4	0	0.009	0.004	0.011	0.04			
		トリクロロフェン	12	5	0	0.002	0.003	0.006	0.01			
		テトラクロロフェン	12	6	4	0.069	0.044	0.058	0.01			
9	甲賀市 甲賀町滝地区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	1	0	10	11	-	10	継続監視調査 (経過観察調査)	環境基準値以下であるため。	甲賀
10	彦根市 日夏・清崎・ 南川瀬地区	クロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	湖東
		1,1-ジクロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.04			
		トリクロロフェン	6	0	-	不検出	不検出	不検出	0.01			
		テトラクロロフェン	6	3	2	0.032	0.033	0.030	0.01			
11	愛荘町 愛知川地区	クロロフェン	8	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	湖東
		1,1-ジクロロフェン	8	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェン	8	0	-	不検出	不検出	不検出	0.04			
		トリクロロフェン	8	0	-	不検出	不検出	不検出	0.01			
		テトラクロロフェン	8	4	1	0.017	0.017	0.015	0.01			

No	調査地域名	調査対象項目	地点数	検出数	超過数	最高値 [mg/L]	過去の最高値 [mg/L]		環境 基準値 [mg/L]	次年度予定	備考	所管
							R6年度	R5年度				
12	長浜市 大寺町地区	クロロフェノール	10	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	・次年度から調査対象井戸のうち1地点が廃止されるため、次年度は1地点減とし、9地点で実施。	湖北
		1,1-ジクロロフェノール	10	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェノール	10	0	-	不検出	不検出	不検出	0.04			
		トリクロロフェノール	10	3	0	0.003	0.002	0.002	0.01			
		テトラクロロフェノール	10	5	2	0.089	0.074	0.025	0.01			
13	米原市 村居田地区	クロロフェノール	5	0	-	不検出	不検出	不検出	0.002	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	湖北
		1,1-ジクロロフェノール	5	0	-	不検出	不検出	不検出	0.1			
		1,2-ジクロロフェノール	5	0	-	不検出	不検出	不検出	0.04			
		トリクロロフェノール	5	0	-	不検出	不検出	不検出	0.01			
		テトラクロロフェノール	5	4	3	0.026	0.018	0.029	0.01			

注) **ゴシック体太字** : 環境基準値を超過した項目とその値。

図表8 経過観察調査の結果（人為的な汚染原因が考えられるもの）

No	調査地域名	調査対象項目	地点数	検出数	超過数	最高値 [mg/L]	過去の最高値 [mg/L]		環境 基準値 [mg/L]	次年度予定	備考	所管
							R6年度	R5年度				
14	大津市 北小松地区	鉛	1	1	1	0.015	0.01	-	0.01	継続監視調査 (汚染監視調査)	次年度は汚染監視調査の初年度 であるため、2回/年の調査とする。	大津市
15	甲賀市甲賀町 大原市場地区	ベンゼン	2	1	1	0.025	不検出	0.025	0.01	継続監視調査 (汚染監視調査)	-	甲賀

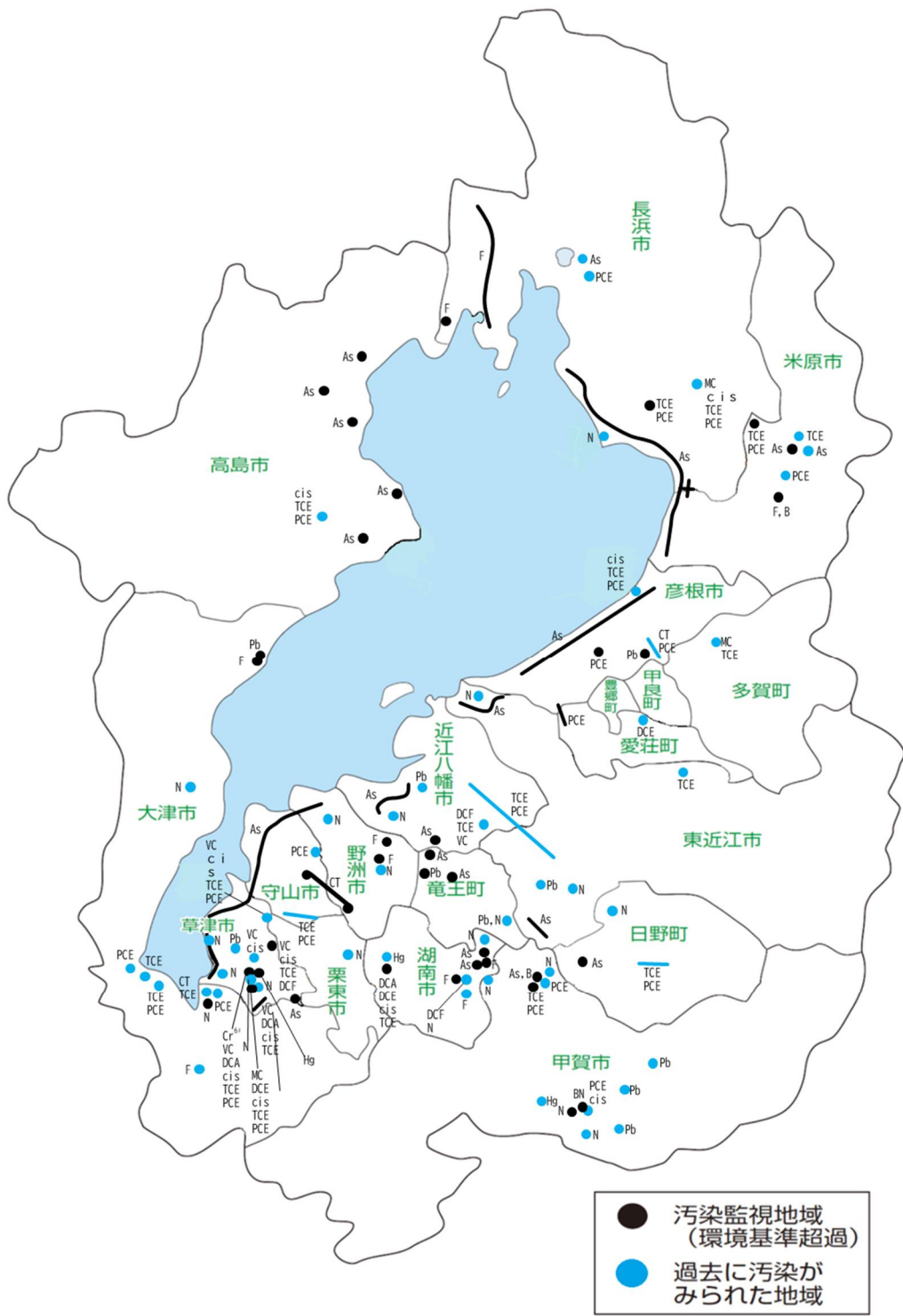
注) **ゴシック体太字**：環境基準値を超過した項目とその値。

図表9 継続監視調査（自然由来汚染）の結果

No	調査地域名	調査対象項目	地点数	検出数	超過数	最高値 [mg/L]	過去の最高値 [mg/L]		環境 基準値 [mg/L]	備考	所管
							R2年度	R1年度			
16	近江八幡市岡山・ 桐原・北里学区 地域	砒素	(4)	-	-	-	0.023	0.020	0.01	・調査対象井戸のうち、3地点は井戸枯れ、 1地点は井戸廃止により欠測。 ・次年度、井戸枯れであった3地点について、 再調査を実施。	東近江
17	竜王町西横関地区	砒素	1	1	1	0.054	0.050	0.039	0.01	次回は、概況調査の実施時期に合わせて、 継続監視調査（自然由来汚染）として実施。	
18	彦根市湖岸地域	砒素	1	1	1	0.073	0.017	0.066	0.01	次回は、概況調査の実施時期に合わせて、 継続監視調査（自然由来汚染）として実施。	湖東
19	彦根市高宮町地区	鉛	1	1	1	0.021	-	-	0.01	・R4年度に0.027mg/Lで検出。 ・次回は、概況調査の実施時期に合わせて、 継続監視調査（自然由来汚染）として実施。	

注) **ゴシック体太字**：環境基準値を超過した項目とその値。

参考 1



Pb : 鉛
 Cr⁶⁺ : 六価クロム
 As : 砒素
 Hg : 総水銀
 CT : 四塩化炭素
 VC : クロロエチレン
 DCA : 1,2-ジクロロエタン
 DCE : 1,1-ジクロロエチレン
 DCF : 1,2-ジクロロエチレン

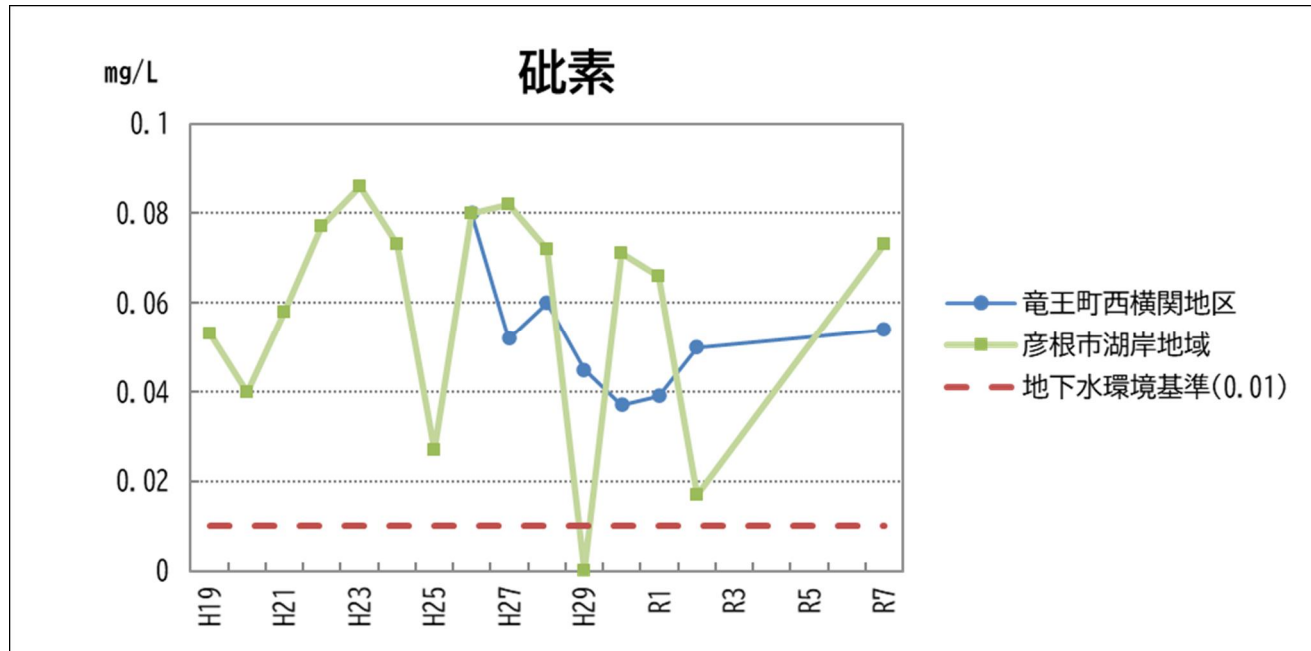
cis : シス-1,2-ジクロロエチレン
 MC : 1,1,1-トリクロロエタン
 TCE : トリクロロエチレン
 PCE : テトラクロロエチレン
 BN : ベンゼン
 N : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
 F : ふっ素
 B : ほう素

令和 8 年 (2026 年) 3 月現在

参考 2

地下水調査結果の最高濃度検出地点での経年変化について（一部地域抜粋）

自然的原因の可能性が高いと考えられるもの



「近江八幡市岡山・桐原・北里学区地域」は今年度が欠測のため作成省略

「彦根市高宮町地区」は令和4年度からの調査であり、経年変化を捉えるデータがないため作成省略

参考 3

1 検出された項目の毒性等について

カドミウム

毒性：長期間の暴露により、腎機能障害等の中毒症状を呈する。

用途：ニッケル・カドミウム蓄電池、メッキ原料、顔料等

鉛

毒性：長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛等の中毒症状を呈する。

用途：蓄電池、はんだ、顔料、塗料等

六価クロム

毒性：鼻、のど、気管支等の粘膜が侵される。

用途：合成用触媒、メッキ、顔料等

砒素

慢性毒性：知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、手のひら等の角化、嘔吐、腹痛、流涎、
肝臓肥大、肝硬変、貧血、循環障害等

揮発性有機化合物

毒性：発ガン等

- 四塩化炭素

用途：殺虫剤、ワックス樹脂の製造、試薬、他の化学物質の原料など

- クロロエチレン

用途：ポリ塩化ビニル等の合成樹脂の製造等

- 1,1-ジクロロエチレン

用途：塩化ビニリデン樹脂の原料等

- 1,2-ジクロロエチレン

シス-1,2-ジクロロエチレンの用途：溶剤、染料抽出、香料、ラッカー等

トランス-1,2-ジクロロエチレンの用途：カフェイン等熱に敏感な物質の抽出溶剤、
ワックス等

- トリクロロエチレン

用途：脱脂洗浄剤、溶剤等

- テトラクロロエチレン

用途：脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、医薬品等

- ベンゼン

用途：他の化学物質の原料、ガソリン中の成分等

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

毒性：乳幼児のメトヘモグロビン血症（チアノーゼ、窒息）

用途：肥料、火薬製造、ガラス製造等

2 水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例（抜粋）

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

第 16 条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2～4 （略）

- 滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）

第 29 条の 5 有害物質使用特定施設を設置している者（規則で定める者を除く。第 29 条の 10 第 1 項において同じ。）は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定施設を設置する工場等の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 29 条の 9 知事は、工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、地下水の有害物質による水質の汚濁の状況が地下水基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該工場等の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、当該水質の汚濁の状況が地下水基準に適合することとなるよう地下水の水質を浄化するための計画（以下「地下水浄化計画」という。）を作成するよう求めることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2～7 （略）

参考 4

ダイオキシン類の地下水質測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づく地下水のダイオキシン類の調査結果は次のとおりでした。

概況調査の結果

概況調査では、県内の全体的な地下水中のダイオキシン類の状況を把握するため、5 年間で県内 18 地点（大津市内を除く。）での調査を実施しています。

令和 7 年度は 3 市の 3 地点で調査を実施しました。この結果、3 地点全てで環境基準値以下でした（図表 10）。

図表 10 ダイオキシン類概況調査結果

No	所管	調査地域	値 [pg-TEQ/L]	環境基準値 [pg-TEQ/L]
1	南部	守山市吉身 2 丁目付近	0.063	1
2	東近江	近江八幡市加茂町付近	0.053	
3	湖東	彦根市東沼波町付近	0.88	